

堤防の刈草を使いたい人募集！

～刈草無償配布の試行を実施します～

概 要

淀川河川事務所では、堤防の状態を把握するために年2回の点検（7月上旬～・10月下旬～）を行っています。その点検を行いやすくするために、堤防の除草を実施しています。

除草した刈草の処分費用の削減や二酸化炭素（CO2）の発生抑制、また資源の有効活用のため地域の皆様方へ刈草の無償配布を実施します。

刈草は、農作物・家庭菜園の敷草や堆肥、家畜の飼料等への活用が考えられます。

注 意 ！

※刈った草をそのまま提供するため、以下の点にご注意ください。

- ・刈草には小石、枝、ゴミ等の不純物が混じっていることがあります。
- ・刈取り後、自然乾燥させていますが、天候により生乾き場合があります。
- ・刈草は多種の植物が混在している状態です。刈草提供後の使用による事故等について、一切の責任及び負担を負いません。
- ・お渡しは、刈った草を集めたものです。（ロール化等の処理はしていません。）

※提供できる量、時期、場所、提供方法には限りがあります。

- ・現地まで取りに来て頂きます。
- ・刈草の運搬車などへの積込も、ご自身にて実施して頂きます。安全に十分注意してください。事故やけがなどについては受け取り者自身の責任とし、配布者は一切の責任を持ちません。
- ・刈草運搬の際には、周辺道路等へ刈草が飛散しない対策を実施してください。（例）袋詰めにする。刈草を覆う等をご検討ください。
- ・刈草は、販売等に使用しないでください。（転売目的でない方に限ります。）
- ・刈草の返却はできません。不要となった場合も不法投棄をせずに、適切に処分してください。

* 申し込みに記載された個人情報、他の目的で使用することはありません。

刈草作業進捗状況により、受付期間内であってもご希望に添えない場合があります。

＜申し込みの流れ＞

- ①ご希望の方は、受け渡し希望箇所*から、担当出張所を確認してください。*出張所管理区間
- ②申込書へ必要事項を記載してください。
- ③担当出張所へ電話で連絡の後に申込書をメールもしくはFAXにて送付してください。



- ④受け渡し場所や受け渡し時期等の詳細は、申込受領後に電話等で調整させて頂きます。



堤防の刈草を集めた状況

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課
電話番号 072-843-2861（代表）